

兵庫県公報

令和4年3月18日 金曜日 第294号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要 (水大気課)	2
○ 公共測量を実施する旨の通知 (契約管理課)	7
○ 同 上 (同)	7
○ 同 上 (同)	7
○ 同 上 (同)	7
○ 公共測量が終了した旨の通知 (同)	8
○ 同 上 (同)	8
○ 同 上 (同)	8
○ 同 上 (同)	8
○ 同 上 (同)	9
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (道路街路課)	9
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (同)	9
○ 同 上 (同)	10
○ 道路の区域の変更及び供用開始 (道路保全課)	10
○ 同 上 (同)	10
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定 (淡路県民局)	11
○ 同 上 (同)	11
○ 同 上 (同)	11
○ 同 上 (同)	12
○ 同 上 (同)	12
○ 同 上 (同)	12
○ 同 上 (同)	12
○ 同 上 (同)	13
○ 同 上 (同)	13
○ 同 上 (同)	13
○ 同 上 (同)	14
○ 同 上 (同)	14
○ 同 上 (同)	14
○ 同 上 (同)	15
○ 同 上 (同)	15
○ 同 上 (同)	15
○ 同 上 (同)	16
○ 同 上 (同)	16
○ 同 上 (同)	16
○ 同 上 (同)	17
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出 (都市計画課)	17
○ 同 上 (同)	18
○ 同 上 (同)	19
○ 同 上 (同)	20
○ 落札者等の公示 (管理課)	21
企業庁公告	
○ 随意契約の相手方等の公示 (広域水道事務所)	22
○ 同 上 (同)	22
○ 落札者等の公示 (利水事務所)	23
○ 同 上 (同)	23
○ 同 上 (同)	24

○ 随意契約の相手方等の公示（同） 24

○ 同上（同） 25

選挙管理委員会告示

○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 25

○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 26

教育委員会告示

○ 博物館に相当する施設の指定 27

正 誤

○ 平成29年3月31日付け兵庫県公報第2887号中 27

告 示

兵庫県告示第313号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 ブンセン株式会社
 たつの市新宮町新宮387番地
 代表取締役 田中智樹
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 ブンセン株式会社
 たつの市新宮町新宮387番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	17号 湯煮施設 (No. 1～No. 4)		
能 力	450kg/基		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6時～18時 12時間		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4.5～8	4.5～8
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3,900	5,900
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3,000	4,500
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	50	100

常の値及び 最大の値	窒素含有量 (単位 mg/L)	25	30
	リン含有量 (単位 mg/L)	15	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	40	50
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.5/基	0.6/基

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	排水処理施設							
		変更前				変更後			
変更前後の区分									
型	式	UB-350A				同左			
構	造	鉄筋コンクリート製				同左			
主要寸法		20m×11m×5m、 8.5m×8.5m×5m、 11.5m×15.4m×5m、 20m×4.3m×5m				同左			
能力		1,565m ³ /日				同左			
汚水等の処理方式		標準活性汚泥法				同左			
工事着手予定年月日		既設				同左			
工事完成予定年月日		既設				同左			
使用開始予定年月日		-				許可後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同左			
使用時間の季節的変動の概要		なし				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び	区分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5~7	4.5~8	5.8~8.6	5.8~8.6	5~7	4.5~8	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	760	1,050	30以下	30	760	1,050	30以下	30
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	584	756	40以下	40	584	756	40以下	40
	浮遊物質 (単位 mg/L)	50	100	40以下	40	50	100	40以下	40
窒素含有量 (単位 mg/L)	35	40	3	5	35	40	3	5	

最大の値	リン含有量 (単位 mg/L)	7.4	9	1.1	1.3	7.4	9	1.1	1.3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	50	60	5	10	50	60	5	10
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常 の量及び最大の量 (単位 m ³ /日)		1,200	1,500	1,200	1,500	1,185	1,494.8	1,185	1,494.8

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後			
排水口名		No. 1	No. 1	No. 5	No. 7	No. 13	No. 14
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	3,558	2,463	90	165	480	4
	最大	3,950	2,866.5	105	185	510	8.3
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
	最大	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	20	20	8	8	8	8
	最大	26	26	10	10	10	10
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	20	20	2	2	2	2
	最大	22	22	5	5	5	5
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	30	30	1	1	1	1
	最大	40	40	5	5	5	5
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	3.95	3.95	1	1	1	1
	最大	5.2	5.2	3	3	3	3
²⁴ P含有量 (単位 mg/L)	通常	0.35	0.35	0.2	0.2	0.2	0.2
	最大	0.45	1	0.4	0.4	0.4	0.4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	0.5未満	0.5未満	—	—	—	—
	最大	3.8	3.8	—	—	—	—

No. 18	No. 19	No. 21	No. 22	No. 2～No. 4、No. 6、 No. 8～No. 12、No. 15～ No. 17、No. 20
99	48	4	0.2	雨水専用排水口
116	60	9.5	0.5	
5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	
5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	5.8～ 8.6	
8	8	30	30	
10	10	40	40	
2	2	30	30	
5	5	40	40	
1	1	20	20	
5	5	40	40	
1	1	10	10	
3	3	15	15	
0.2	0.2	1	1	
0.4	0.4	5	5	
—	—	—	—	
—	—	—	—	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和4年3月18日から同年4月8日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民生活部環境課



兵庫県告示第314号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年3月1日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
神河町山田地内



兵庫県告示第315号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年3月1日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
西宮市神垣町地内



兵庫県告示第316号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年3月1日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
西宮市上大市四丁目地内



兵庫県告示第317号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間

令和4年3月1日から同年6月30日まで

- 3 作業地域
西宮市瓦林町地内



兵庫県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和3年3月11日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
朝来市桑市地内



兵庫県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量及び三次元点群測量）
- 2 作業期間
令和3年2月17日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域
丹波市春日町山田地内



兵庫県告示第320号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和3年5月24日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
西宮市上大市四丁目地内



兵庫県告示第321号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間

令和3年10月21日から令和4年2月10日まで

3 作業地域

西宮市青葉台二丁目及び花の峯地内



兵庫県告示第322号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和3年12月13日から令和4年1月31日まで

3 作業地域

西宮市小曾根町二丁目地内



兵庫県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

川西市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3.5.273号 豊川橋山手線

3 事業施行期間

平成26年5月30日から令和4年10月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第324号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 施行者の名称

姫路市

2 都市計画事業の種類及び名称

中播都市計画道路事業

3.5.17号 城北線

3 事業施行期間

平成22年6月15日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし
 (2) 使用の部分
 なし



兵庫県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
太子町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3.5.81号 網干線
- 3 事業施行期間
平成25年10月25日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	加東市河高字蛭田2521番1から 同 市河高字東大蔵2640番1まで	旧	10.0から 54.0まで 10.0から 69.0まで	191.0 191.0	予定地
		新	10.0から 69.0まで	191.0	



兵庫県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月18日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年3月18日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 179号	たつの市誉田町福田字小川原320番2から 同 市誉田町福田字片岡241番1まで	旧	7.0から 17.0まで	101.0	
		新	16.0から 25.0まで	101.0	



兵庫県告示第328号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

- 指定する貯水施設の所在地
洲本市五色町鳥飼上908
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
岡谷田主	洲本市五色町鳥飼上34

- 指定する理由
洲本市五色町鳥飼上地域内鳥飼川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第329号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

- 指定する貯水施設の所在地
洲本市金屋34
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
金屋新池田主	洲本市金屋73

- 指定する理由
洲本市金屋地域内鮎屋川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第330号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

- 指定する貯水施設の所在地
洲本市池田

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
大城戸田主	洲本市池田478—1

3 指定する理由

洲本市池田地域内樋戸野川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第331号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市安乎町平安浦南971

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
南谷田主	洲本市安乎町平安浦1086

3 指定する理由

洲本市安乎町平安浦南地域内岩戸川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第332号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市五色町鳥飼浦989

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
鳥飼代田田主	洲本市五色町鳥飼浦273

3 指定する理由

洲本市五色町鳥飼浦地域内奥所川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第333号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市五色町鳥飼中

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
長津路田主	洲本市五色町鳥飼中312—1

3 指定する理由

洲本市五色町鳥飼中地域内鳥飼川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第334号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市下加茂

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
下加茂田主	洲本市下加茂77

3 指定する理由

洲本市下加茂地域内巽川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第335号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

洲本市宇山463

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
宇山山田主	洲本市宇山683—6 ツインハイムB—1

3 指定する理由

洲本市宇山地域内洲本川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第336号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市倭文長田1595及び南あわじ市倭文長田

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
長田野菜工区	南あわじ市倭文長田1230

- 3 指定する理由
南あわじ市倭文長田地域内長田川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第337号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井 浩之

- 1 指定する貯水施設の所在地  
南あわじ市伊加利
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称      | 住 所          |
|----------|--------------|
| 山本地区水利組合 | 南あわじ市伊加利1476 |

- 3 指定する理由  
南あわじ市伊加利地域内津井川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

兵庫県告示第338号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井 浩之

- 1 指定する貯水施設の所在地
南あわじ市倭文神道
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
市池田主	南あわじ市倭文神道17-2

- 3 指定する理由
南あわじ市倭文神道地域内倭文川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第339号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井 浩之

- 1 指定する貯水施設の所在地  
南あわじ市中条中筋5
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称  | 住 所     |
|------|---------|
| 平見田主 | 洲本市鮎屋77 |

3 指定する理由

南あわじ市中条中筋地域内初尾川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第340号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市中条徳原大池163

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称    | 住 所           |
|--------|---------------|
| 徳原水利組合 | 南あわじ市中条広田1490 |

3 指定する理由

南あわじ市中条徳原地域内初尾川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第341号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市井手字合戸1051

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称  | 住 所        |
|------|------------|
| 井手田主 | 淡路市井手540—2 |

3 指定する理由

淡路市井手地域内郡家川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第342号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市王子679

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称    | 住 所      |
|--------|----------|
| 矢坪中池田主 | 淡路市王子751 |

3 指定する理由

淡路市王子地域内宝珠川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第343号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市北山皿池427

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

| 名 称  | 住 所        |
|------|------------|
| 皿池田主 | 淡路市郡家394-1 |

3 指定する理由

淡路市北山地域内郡家川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第344号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市大町畑

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

| 名 称   | 住 所         |
|-------|-------------|
| 倉尾池田主 | 淡路市大町畑596-3 |

3 指定する理由

淡路市大町畑地域内郡家川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第345号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市北山ノ田

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名



| 名称   | 住所       |
|------|----------|
| 八幡田主 | 淡路市北山561 |

3 指定する理由

淡路市北山地域内郡家川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第346号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和4年3月18日

淡路県民局長 亀井浩之

1 指定する貯水施設の所在地

淡路市河内

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称        | 住所         |
|-----------|------------|
| 河内水利管理協議会 | 淡路市河内634-2 |

3 指定する理由

淡路市河内地域内浦川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 芦屋ステーションビル（モンテメール）

所在地 芦屋市舟戸町1番31号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                  |                   |        |
|------------------|-------------------|--------|
| 名称               | 住所                | 代表者の氏名 |
| J R西日本アーバン開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 藤岡秀樹   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|             |                   |        |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
| 神戸S C開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 杉木孝行   |

イ 変更後

|                  |                   |        |
|------------------|-------------------|--------|
| 名称               | 住所                | 代表者の氏名 |
| J R西日本アーバン開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 藤岡秀樹   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|              |                   |      |
|--------------|-------------------|------|
| 株式会社大丸松阪屋百貨店 | 東京都中央区八重洲二丁目1-1   | 好本達也 |
| 株式会社二楽園      | 神戸市東灘区岡本一丁目2番17号  | 奥谷信秀 |
| 株式会社アトリエドール  | 京都市左京区松ヶ崎雲路町15番地1 | 大野陽介 |

イ 変更後

| 名称           | 住所                | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|--------|
| 株式会社大丸松阪屋百貨店 | 東京都江東区木場二丁目18番11号 | 澤田太郎   |
| 株式会社成城石井     | 同 都世田谷区成城六丁目11番4号 | 原昭彦    |
| ガーデンガーデン株式会社 | 尼崎市東園田町四丁目163番地の1 | 山本敏生   |

4 変更年月日

令和3年4月1日ほか

5 届出年月日

令和4年2月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年3月18日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年7月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ビオレ明石

所在地 明石市大明石町一丁目1番地の23

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

|                  |                   |      |
|------------------|-------------------|------|
| J R西日本アーバン開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 藤岡秀樹 |
|------------------|-------------------|------|

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

|             |                   |      |
|-------------|-------------------|------|
| 神戸S C開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 山田宗司 |
|-------------|-------------------|------|

イ 変更後

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

|                  |                   |      |
|------------------|-------------------|------|
| J R西日本アーバン開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 藤岡秀樹 |
|------------------|-------------------|------|

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称                    | 住所                 | 代表者の氏名 |
|-----------------------|--------------------|--------|
| 有限会社ナル美               | 明石市太寺3-5-8         | 金澤次子   |
| 株式会社果実工房              | 岡山県倉敷市玉島中央町1-22-10 | 平野幸司   |
| 株式会社フルーツ・ジャパン<br>外71者 | 岡山市北区岡南町2-3-1      | 大西直規   |

イ 変更後

| 名称                   | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------------------|---------------------|--------|
| 株式会社中市大福堂            | 明石市硯町3-4-23         | 中市浩嗣   |
| 株式会社魚日出              | 神戸市須磨区菅の台六丁目25番地の11 | 東日出明   |
| 有限会社デザートフクハラ<br>外66者 | 同 市同 区白川台一丁目4番1号    | 福原保子   |

4 変更年月日

令和3年9月23日ほか

5 届出年月日

令和4年2月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和4年3月18日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年7月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ピオレ2

所在地 姫路市豆腐町字万燈229ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称              | 住所                          | 代表者の氏名 |
|-----------------|-----------------------------|--------|
| JR西日本アーバン開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号           | 藤岡秀樹   |
| 西日本旅客鉄道株式会社近畿   | 大阪市淀川区宮原四丁目3番39号新大阪<br>NKビル | 川井正    |

3 変更事項

(i) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 ピオレヤング館

所在地 姫路市豆腐町字万燈229ほか

イ 変更後

名称 ピオレ2

所在地 姫路市豆腐町字万燈229ほか

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称          | 住所                | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------|--------|
| 神戸S C開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号 | 山田 宗 司 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 | 大阪市北区芝田二丁目4番24号   | 真鍋 精 志 |

イ 変更後

| 名称               | 住所                      | 代表者の氏名 |
|------------------|-------------------------|--------|
| J R西日本アーバン開発株式会社 | 神戸市東灘区住吉本町一丁目2番1号       | 藤岡 秀 樹 |
| 西日本旅客鉄道株式会社      | 大阪市淀川区宮原四丁目3番39号新大阪NKビル | 川井 正   |

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

| 名称                 | 住所                 | 代表者の氏名 |
|--------------------|--------------------|--------|
| 株式会社サザビーリーグ        | 東京都渋谷区千駄ヶ谷二丁目11番1号 | 森 正 督  |
| 株式会社アマガサ           | 同 都台東区浅草六丁目36番2号   | 天笠 竜 蔵 |
| 株式会社アダストリア<br>外44者 | 同 都千代田区丸の内一丁目9番2号  | 福田 三千男 |

イ 変更後

| 名称                 | 住所                   | 代表者の氏名 |
|--------------------|----------------------|--------|
| 株式会社サザビーリーグ        | 東京都渋谷区元代々木町49番13号    | 角田 良 太 |
| 株式会社P E T T E R S  | 同 都港区南青山五丁目11番2号3 F  | 大野 勲   |
| 株式会社アダストリア<br>外31者 | 同 都渋谷区渋谷二丁目21番1号27 F | 福田 三千男 |

4 変更年月日

令和4年1月31日ほか

5 届出年月日

令和4年2月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和4年3月18日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年7月19日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年3月18日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ジュンテンドー柏原店  
 所在地 丹波市柏原町田路123番1 他7筆
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市遠田町2179番地1 | 飯塚 正   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市下本郷町206番地5 | 飯塚 正   |
    - イ 変更後
 

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市遠田町2179番地1 | 飯塚 正   |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市下本郷町206番地5 | 飯塚 正   |
    - イ 変更後
 

|             |                  |        |
|-------------|------------------|--------|
| 名称          | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジュンテンドー | 島根県益田市遠田町2179番地1 | 飯塚 正   |
- 4 変更年月日  
令和3年4月20日
- 5 届出年月日  
令和4年2月24日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和4年3月18日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和4年7月19日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年3月18日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
令和4年度（上半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年2月28日

- 4 落札者の名称及び住所  
永井産業株式会社神戸支店 神戸市東灘区魚崎浜町27-21
- 5 契約単価（税抜）  
B 4 1,725円  
A 3 1,416円  
A 4 1,226円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和4年1月14日

企業庁公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月18日

契約担当者

兵庫県企業庁広域水道事務所長 山田裕紀

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁広域水道事務所 多田浄水場で使用する電気  
予定使用電力量15,446,000キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁広域水道事務所 川西市多田院字巖陰6-3
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 随意契約に係る金額  
契約種別 特別高压電力B-TOU  
基本料金（円/キロワット） 1,853.50  
電気量料金（円/キロワット時） 重負荷時間 16.05  
昼間時間 11.74  
夜間時間 9.44  
予備線基本料金（円/キロワット） 73.7
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
- 8 入札公告をした日  
令和3年12月17日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月18日

契約担当者

兵庫県企業庁広域水道事務所長 山田裕紀

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁広域水道事務所 三田浄水場で使用する電気

- 予定使用電力量8,252,000キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁広域水道事務所 川西市多田院字巖陰6-3
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 随意契約に係る金額  
契約種別 高压電力BL-TOU  
基本料金(円／キロワット) 1,897.50  
電気量料金(円／キロワット時) 重負荷時間 17.52  
昼間時間 12.78  
夜間時間 9.73  
自家発電基本料金(円／キロワット) 2,087.80  
予備線基本料金(円／キロワット) 75.90
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
- 8 入札公告をした日  
令和3年12月17日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和4年3月18日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 宮内 勇 児

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁利水事務所 神出浄水場で使用する電気  
予定使用電力量5,395,000キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁利水事務所 神戸市西区神出町田井3-1
- 3 落札者を決定した日  
令和4年1月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額(税抜)  
76,624,913円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年12月17日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和4年3月18日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 宮内 勇 児

- 1 落札に係る物品の名称及び数量

兵庫県企業庁利水事務所 加古川工業用水道管理所で使用する電気

予定使用電力量4,735,000キロワット時／年

- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁利水事務所 神戸市西区神出町田井3-1
- 3 落札者を決定した日  
令和4年1月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 5 落札金額（税抜）  
66,728,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年12月17日



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年3月18日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 宮内 勇 児

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁利水事務所 船津浄水場で使用する電気  
予定使用電力量10,675,000キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁利水事務所 姫路市船津町字平田4552-1
- 3 落札者を決定した日  
令和4年1月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
丸紅新電力株式会社 東京都千代田区大手町1丁目4番2号
- 5 落札金額（税抜）  
153,556,624円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年12月17日



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月18日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 宮内 勇 児

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁利水事務所 市川工業用水道管理所で使用する電気  
予定使用電力量3,330,000キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁利水事務所 姫路市船津町字平田4552-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月16日



- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 随意契約に係る金額  
契約種別 高压電力BS-TOU  
基本料金 (円/キロワット) 1,897.50  
電気量料金 (円/キロワット時) 重負荷時間 17.52  
昼間時間 12.78  
夜間時間 9.73  
予備電源基本料金 (円/キロワット) 148.50
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
- 8 入札公告をした日  
令和3年12月17日



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月18日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 宮内 勇児

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量  
兵庫県企業庁利水事務所 揖保川工業用水道管理所で使用する電気  
予定使用電力量2,242,000キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県企業庁利水事務所 姫路市船津町字平田4552-1
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年2月16日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 随意契約に係る金額  
契約種別 高压電力BS-TOU  
基本料金 (円/キロワット) 1,897.50  
電気量料金 (円/キロワット時) 重負荷時間 17.52  
昼間時間 12.78  
夜間時間 9.73  
予備電源基本料金 (円/キロワット) 148.50
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号
- 8 入札公告をした日  
令和3年12月17日

**選挙管理委員会告示**

**兵庫県選挙管理委員会告示第9号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に

関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和4年3月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

|                                                                           |         |
|---------------------------------------------------------------------------|---------|
| 選挙権を有する者の総数の50分の1の数                                                       | 91,455  |
| 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 671,592 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第10号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。)は、次のとおりである。

令和4年3月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

| (選挙区名)       | 〔 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数 〕 |
|--------------|--------------------------------|
| 神戸市東灘区       | 57,977                         |
| 神戸市灘区        | 36,162                         |
| 神戸市中央区       | 36,973                         |
| 神戸市兵庫区       | 30,190                         |
| 神戸市北区        | 59,979                         |
| 神戸市長田区       | 26,281                         |
| 神戸市須磨区       | 44,738                         |
| 神戸市垂水区       | 60,204                         |
| 神戸市西区        | 66,456                         |
| 姫路市          | 139,594                        |
| 尼崎市          | 128,881                        |
| 明石市          | 83,905                         |
| 西宮市          | 132,912                        |
| 洲本市          | 12,180                         |
| 芦屋市          | 26,661                         |
| 伊丹市          | 55,854                         |
| 相生市          | 8,040                          |
| 豊岡市          | 22,199                         |
| 加古川市         | 73,149                         |
| たつの市及び揖保郡    | 30,203                         |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 21,938                         |
| 西脇市及び多可郡     | 16,731                         |
| 宝塚市          | 64,505                         |
| 三木市          | 21,283                         |
| 高砂市          | 24,834                         |
| 川西市及び川辺郡     | 52,368                         |
| 小野市          | 13,085                         |
| 三田市          | 30,629                         |
| 加西市          | 12,018                         |

|          |        |
|----------|--------|
| 丹波篠山市    | 11,302 |
| 養父市及び朝来市 | 14,664 |
| 丹波市      | 17,523 |
| 南あわじ市    | 12,970 |
| 淡路市      | 12,236 |
| 宍粟市      | 10,285 |
| 加東市      | 10,715 |
| 加古郡      | 18,061 |
| 神崎郡      | 11,586 |
| 美方郡      | 8,726  |

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第4号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。  
 令和4年3月18日

兵庫県教育委員会  
 教育長 西上三鶴

|                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| 指 定 年 月 日              | 令和4年3月4日                  |
| 指 定 番 号                | 第25号                      |
| 設 置 者 の 名 称<br>及 び 住 所 | 兵庫県<br>神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 |
| 名 称                    | 但馬牛博物館                    |
| 所 在 地                  | 美方郡新温泉町丹土1033番地           |
| 備 考                    | 種別 総合博物館                  |

正 誤

○平成29年3月31日付け（兵庫県公報第2887号）

兵庫県告示第375号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図14中

| (ページ)      | (行)     | (列)              | (誤)     | (正)       |
|------------|---------|------------------|---------|-----------|
| 別図14 (3/3) | 横断測線番号1 | 土砂災害特別警戒区域の下端点Xm | 82311.7 | -128924.3 |
|            | 横断測線番号2 | 土砂災害特別警戒区域の下端点Xm | 82315.2 | -128915.0 |
|            | 横断測線番号3 | 土砂災害特別警戒区域の下端点Xm | 82317.1 | -128898.8 |